

インターネット上の紛争の裁判管轄に関するEU判例

中 村 進

第一章 はじめに

本稿は、欧州連合（以下、EU）におけるブリュッセル規則中の裁判管轄に関して下されたEU司法裁判所の判決^①を、対象を電子商取引とオンライン上の不法行為に関するものに絞って紹介することによって、日本法への示唆を得ることを目的とする。筆者は、既に、EUにおける電子商取引紛争の裁判管轄に関する論文を公表しているが、本稿は、そこでは十分に扱うことのできなかったブリュッセル規則に関するEU司法裁判所の主要な判例を紹介し、若干の検討を行うものである。

最近、電子商取引やオンライン上の不法行為に関して、ブリュッセル規則についてのEU判例を含む欧州諸国の判例を紹介した文献^③が多く見れるようになり、それで充分であるとも考えたが、それらはいずれも特定事項に焦点を当

てて紹介されたもので、同規則中の裁判管轄規定に沿って紹介された文献がないこと、情報通信ネットワークが社会インフラになるとともに、電子商取引やオンライン上の不法行為に関する様々な形態の紛争が増えつつあり、日々の技術進歩により、今後も新たな形の紛争が登場し新たな法的対応が求められることも予想されるため、これまでの経験を知ることにも意義があると考えて、まとめてみることにした。

ブリュッセル規則は、一九六八年に「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約」（以下、条約^④）として成立し、その後何度か改正が行われているが、大幅な改正については二度行われている^⑤。その最初のものは、新たに登場し後に急速な拡大を見せていた電子商取引に対応することなどを目的に行われた改正で、二〇〇〇年に成立したブリュッセルI規則（以下、I規則^⑥）である。更に、I規則の適用に関する幾つかの調査結果を受けて、EU域外に居住する被告にまで裁判管轄規定の適用範囲を拡大することなどを目的とする修正が二〇一一年に行われている（以下、Ia規則^⑦）。本稿において紹介される判例は、主にI規則の解釈についてのEU司法裁判所の判決を中心となるが、条約やIa規則の規定に関する判例も含まれる。なお、以下において、条約、I規則及びIa規則を総称する場合は、ブリュッセル規則と記述する。

Ia規則における裁判管轄に関する規定は、第二章四条（I規則では第二章二条）以下に置かれている。一般管轄規定が第一節四条から六条（I規則では二条から四条）に、特別管轄規定が第二節七条から九条（I規則では五条から七条）に置かれている。それ以降には、第三節一〇条（I規則では八条）以下に保険事件の管轄の特則、第四節一七条（I規則では一五条）以下に消費者契約事件の管轄の特則、第五節二〇条（I規則では一八条）以下に個別的労働契約事件の管轄の特則、第六節二四条（I規則では二三条）に専属管轄についての規定、第七節二五条（I規則では二三条）以下に

管轄合意についての規定、第八節二七条（I規則では二五条）以下に管轄及び訴訟要件の調査に関する規定、第九節二九条（I規則では二七条）以下に訴訟係属及び関連手続についての規定、第一〇節三五条（I規則では三二条）に保全処分を含む仮の処分についての規定が配置されている（第三章三六条以降は、承認・執行や和解、総則等の規定から成る）。本稿では、以上の諸規定が関わる判例の全てを紹介することはできないため、第二章において、ブリュッセル規則の統一的な解釈と適用について、EU司法裁判所に与えられている権限の根拠となる規定を概説するとともに、電子商取引に関して裁判管轄についての一般裁判管轄に関する判例を紹介し、第三章において特別裁判管轄に関する若干の判例、第四章において管轄合意に関する判例に限って紹介してみたい。⁽⁸⁾

第二章 一般裁判管轄規則に関する判例

本章では、まず、EUの諸条約の統一的な解釈と適用を確保するために、EU司法裁判所に与えられる権限の根拠規定について簡単に触れたい。その後、ブリュッセル規則の一般管轄規則が適用された判例を紹介する。

1. ブリュッセル規則とEU司法裁判所による解釈

ブリュッセル規則においては、既に条約の時代より、その統一的且つ自律的な解釈を実現するために、EU司法裁判所に対し、規定の解釈権限を容認するプロトコル⁽⁹⁾を成立させるとともに、新たな条約加盟国も、「加入」条約としてこれを受け入れている⁽¹⁰⁾。一九九二年のマースリスト条約発効により、「欧州経済共同体」(the European Economic Community) から「欧州共同体」(the European Community) となり、EEC設立条約は「共同体設立条約」(Treaty establishing the European Community: TEC) と名称が変更されるに伴い、EU司法裁判所に対するEUの法律や規則の

解釈・有効性について先行判決 (preliminary ruling) の照会・請求については、もはやプロトコルを必要とせず、TECの二三四条に基づいて付与されることになる。⁽¹¹⁾

二〇〇九年にリスボン条約が成立し、ECが消滅しEUとなり、EU条約 (Treaty on European Union: TEU)⁽¹²⁾とTECの改正が行われ、TECは「欧州連合の機能に関する条約」 (Treaty on the Functioning of the European Union: TFEU)⁽¹³⁾にその名称が変更される。TEUは、その最新版によると、一九条(三)(b)に、EU司法裁判所は「加盟国の裁判所または審判の要請に応じて、EU法の解釈及びその機能によつて採られた行為の有効性について先行判決を下す」ことが定められる。また、TFEUの二六七条は、その第一文で、EU司法裁判所に対し、条約の解釈に関する先行判決を下す管轄権を容認するとともに、第二文において、加盟国の裁判所又は審判には、条約の解釈に関する疑問が生じ、判決を下すためにその疑問に関する決定が必要となった場合、EU司法裁判所に判断を下すよう請求できることが容認されている。勿論、これらの規定の目的は、EU司法裁判所による条約の統一的で自律的な解釈と適用の確保及びEU司法裁判所と加盟国の国内裁判所との協力関係の促進にある。⁽¹⁵⁾

以上のようにEU諸条約の統一的な解釈と適用を確保する権限を与えられるEU司法裁判所は、ブリュッセル規則中の諸規定の解釈についても、先行判決を通じて、統一的な解釈と適用を図ることになる。

裁判管轄についてI a 規則四条(一)は、「本規則に別段の定めがある場合を除き、構成国の主権領域に住所を有する者に対しては、その国籍に関係なく、その構成国の裁判所に訴えを提起することができる」と定め、裁判管轄システムの基礎が被告の住所 (domicile) にあることを述べる。⁽¹⁶⁾ 被告の住所を基礎とする根拠について、I a 規則の解説⁽¹³⁾は、「本規則に属する手続と構成国の主権領域との間には、関連性が存在しなければならない。従つて、管轄に関する

る共通規定は、原則として、被告がいずれかの構成国にその住所を有するときに適用されるべきものとする」と述べて、司法機関の管轄の自然な基礎がその領域との結びきにあることを明らかにする。⁽¹⁷⁾ そのような理由から、この被告住所地の管轄は、訴えの種類を問わず容認されることになる。⁽¹⁸⁾ 管轄原因の基礎について、このように国籍を犠牲にして住所に重きを置くのは、EUに限らず最近の傾向でもあるとされると指摘される。⁽¹⁹⁾ 被告が構成国の領域内に住所を有しない場合は、各構成国の裁判所の管轄は、自国法によって判断されることになる（I a 規則六条^(一)）。⁽²⁰⁾ 住所の決定につき、特に電子商取引においては、たとえ取引の相手方の身元や取引地を明らかにするできたとしても、原告が相手方の住所地を決定することが非常に困難な場合があることが指摘されている。⁽²¹⁾

I a 規則は、住所に関する規定をその六二条に置き、自然人について、提訴された裁判所が所在する構成国の領域内に住所を有するどうかは、自国法により（同条^(一)）、その領域内に住所を有せず、他の構成国内に住所を有するか否かを判断する必要がある場合は、当該他の構成国の法による（同条^(二)…領土法説）とする。また、法人の住所については、共通規定の透明化の強化と権限の抵触を回避するために六三条に自律的な概念を設け、⁽²²⁾ (a) 定款による本店所在地 (b) 主たる管理地、又は (c) 主たる営業所に有すると定める。そこで次に、I 規則の一般管轄規則の適用に当たって、住所の不明が問題となった判例を紹介したい。

2. 一般裁判管轄に関する判例

被告の住所が不明な場合におけるI規則の適用が問題となったのが、*G v. Cornelius de Visser* 事件⁽²³⁾である。本件は、原告（ドイツ）が許可を与えていない写真が被告所有のインターネット・サイトに掲示されたことを理由とする、人

格権侵害に基づく損害賠償請求事件である。写真撮影の経緯から、また被告のサイトのドメイン名が「www.***.***.***」であり、サイトに関する登録情報にはオランダ国内の住所が登録されていることから、EU域内に住所を有する可能性が高いと考えられたものの、送付した郵便物は住所不明で戻り、住民登録簿にも該当者がいなかったため、公示送達がなされていた。そのためドイツの地方裁判所が、EU司法裁判所に対し、被告はそのウェブサイト上においてEU領域内の住所を伝えているが、居所が不明で現在どこに居住するかを確定できず、送達を行うことができない場合でも、I規則の適用が可能か否かについて先行判決を求めたものである。

この付託に対してEU裁判所は、被告の住所が不明である場合に、構成国が自国法に代えてI規則によって確立された統一的裁判管轄規則を適用することは、法的安定性という本質的要求と、原告は提訴可能な裁判所を容易に確認でき、被告もその地で提訴されることを合理的に予見できるようにすること、EU内に所在する者の法的保護を強化するというI規則の目的と合致すると述べる。また、I規則四条（一）（I a規則六条（一））の「構成国の領域内に住所を有しない」との表現は、国内法の適用は係属裁判所がEU市民たる被告がEU領域外に住所を有する確固たる証拠を有する場合のみ可能であるという意味で解釈されなければならない。そして、係属裁判所は、裁判所が被告を探すためのあらゆる手段が講じられているならば、公示送達されている被告に対し、EU法を適用して欠席による判決を下すことができる²⁴と判示する。

なお、被告が構成諸国内に住所を有しない場合は、I規則四条（一）により、専属管轄（二三条）と合意管轄（二三条）が認められる場合を除いて、国内裁判所が従来の規則を用いて構成国内に住所を有しない被告に対して裁判管轄を決定することができる。同規則の付属文書中には、その際に適用できる各国の裁判管轄規則が列挙され、そこには過剰

と思われるものも含まれていることから、I規則三五条(三)(I a規則は、四五条(三)に同趣旨の規定を置く)により、判決を承認する構成国の裁判所は判決裁判所の管轄を審査する立場にないため、そうした判決が他の構成国内で承認・執行されない可能性があることが指摘されている。⁽²⁵⁾

なお、I a規則においては、六条(一)により、経済的弱者保護の観点から消費者契約と個別的労働契約に関してのみ、被告が構成国内に住所を有しない場合にも、原告である消費者と被用者は自身の住所地で提訴することが可能となっている。

第三章 特別裁判管轄規則に関する判例

本章においては、電子商取引とオンライン上の不法行為に関する紛争について、ブリュッセル規則中の特別裁判管轄規則の適用が論じられたEU司法裁判所の判決を紹介したい。

1. I a規則七条

I a規則七条(I規則五条)は、被告がEU構成国の領域内に住所を有する場合であつて、追加的な接点を有するような一定の場合には、他の構成国に提訴することができると規定し、原告に対して被告の住所地以外の裁判所へ提訴する選択権を認める。⁽²⁶⁾七条が掲げる追加的な接点について、電子商取引やオンライン上の不法行為に関わるものとしては、「契約又は契約に基づく請求権が、その義務が履行され又は履行されるべき地の裁判所における手続の対象である場合」(同条(一)(a))、「不法行為若しくは不法行為に相当する行為又はそうした行為に基づく請求権が手続の対象であるときは、損害結果が発生し又は発生するおそれのある地の裁判所」(同条(二))、「支店、代理店又はその他の営

業所の營業に起因する訴訟が問題となる場合には、これらが存する地の裁判所」（同条五）が考えられる。

I a 規則七条（一）（a）は、義務履行地に管轄を認める規定であるが、義務履行地である動産の引渡し地またはサービスの提供の地（若しくはそれらが行われるべき地）の決定を巡って多くのEU司法裁判所への付託がなされている。⁽²⁷⁾ 義務履行地は、異なる合意がない限り、「動産売買については、その動産が契約により給付された又は給付されるべきであつた構成国の地」、[役務提供については、それが契約によつて提供された又は提供されるべきであつた構成国の地]（同条（一）（b））であるとされる（I 規則は、五条（一）（b）に同趣旨の規定を置く）。履行地の決定の問題は、たとえ契約がオンライン上で締結されている場合であっても、現実に物理的な動産の引渡しを伴う場合においては重要になってくる。⁽²⁸⁾ そこで以下に、先ず、必ずしも電子商取引のみに関するものではないが、履行地の解釈に間接的に影響を与えと思われる判例を若干紹介したい。その後、オンライン上の不法行為に関する判例を取り上げ、そこでどのような議論が生じていたかについて紹介したい。なお、不法行為事件の管轄について定めるI a 規則七条（二）は、I 規則五条（三）に置かれていたものであるが、内容に変更は加えられていない。

2. 特別裁判管轄に関する判例

（1） 契約に関する判例

（1） 履行地

契約がオンライン上で締結されているときであつても、商品の引渡しが複数の地で行われる場合は、履行地の決定が困難となる可能性がある。⁽²⁹⁾ 履行地が複数存在する場合の履行地の決定が問題となったのが、*Color Drack GmbH v.*

Lexx International Vertriebs GmbH 事件⁽³⁰⁾である。本件は、電子商取引に固有な問題が争われたわけではないが、ここでも問題となり得るため、ここで取り上げる。

本件は、原告オーストリア企業と被告ドイツ企業との間の売買契約の義務の履行を巡る紛争である。買主である原告がオーストリア国内に持つ複数小売店における売れ残り商品について、被告は引取りと代金返還義務を負っていたが、その義務を履行しなかったことから、原告がその所在地を管轄するオーストリアの裁判所で提訴に及んだものである。ここでは、単一の構成国内で複数の引渡し地に関わる動産売買にもI a 規則七条(一)(b) (I 規則五条(一)(b) 第一文が適用されるか、またそうであれば、請求がこれら全ての引渡しに関する場合、原告はその選択により引渡し地の裁判所で被告を提訴することが可能かについてEU司法裁判所に付託された。従って本件は、単一国内の複数の引渡し地のケースであって、複数構成国内における引渡しについてのものではない。

EU司法裁判所は、I a 規則第七条(一)(b)第一文は管轄の抵触規則の統一を意図し、構成国の国内規則を考慮せず、管轄裁判所を直接的に指定するものであり、単一構成国内に複数引渡し地がある事案へ適用しても、管轄の予測可能性の確保、及び契約に関する特別管轄規則を基礎づける事案と法廷地との密接関連性という基本方針とも矛盾しないと述べる⁽³¹⁾。また、その場合、売買契約に基づいて全ての請求を審理する管轄を有する裁判所は、主たる引渡し地の裁判所であり、その地は経済的基準に基づいて決定されるが、何れの履行地も紛争の重要な要素 (material elements of the dispute) を構成し、その地を確定することができないときは、原告は、その選択により引渡し地の裁判所で被告を提訴できるとも判示する⁽³²⁾。これにより、複数国が管轄を有する場合、主たる履行地が請求の全体を審理するための管轄を有するが、それを決定できないときは、原告は自身が選択した履行地のあらゆる地で請求を行う権利を有する

ことになる。⁽³³⁾

次に義務履行地の決定が争われたものに、*GIE Groupe Concorde and Others v. The Master of the vessel "Subadiwarno Panjan" and Others* 事件がある。⁽³⁴⁾ 本件は、フランス保険会社とドイツ船舶所有者らとの間の紛争で、フランスの港からコンテナ船でブラジルまで輸送されたワインボトルに損傷が発見され、原告保険会社が荷受人に補償金の支払いを行った後に、荷受人を代位して船舶所有者らを被告として、船積地のフランスの裁判所に提訴した事件である。被告らは、運送契約の義務履行地でないことなどを根拠に管轄を争った。第一審と第二審において管轄権を欠くとの理由で敗訴した原告の上告を受けて、破棄院により、契約事件に関する特別裁判管轄を規定する I a 規則七条 (一) (a) (条約五条 (一)) の「その義務が履行され又は履行されるべき地」 (place of performance of the obligation in question) は、構成国の国内裁判所がその国内抵触規則により選択された準拠実質法により決定されるか、又は条約により自律的に実際に履行が行われた若しくは行われるべきであった地と解釈されるかについて付託されている。⁽³⁵⁾

EU 司法裁判所は、雇用契約の場合を除き、I a 規則七条 (一) (a) の意味における履行地は、係属裁判所の抵触規則により選択される契約上の当該債務の準拠法により判断されるとする従前の解釈を維持する。⁽³⁶⁾ つまり、雇用契約における労務提供地のように義務の履行を構成する行為が集中する地が存する場合とは異なり、⁽³⁷⁾ そのような特定の特徴のない契約においては、契約を特徴づける義務の特定や履行地であることを根拠に、契約に基づく全ての義務に関する紛争について管轄を集中させる必要はなく、また適切でもないとして、契約準拠法を基準として履行地を決定すべきと判示する。⁽³⁸⁾ その上で、EU 域内においては、契約準拠法が一九八〇年の契約外債務の準拠法に関する条約 (ローマ I 規則) により統一化されているため、管轄の前提となる履行地の決定につき係属裁判所によって判断が異なるリスク

がないことを指摘する。⁽³⁹⁾ 本判決により、履行地の決定は準拠法に依存することになるが、それは次の三つのステップから成るとされる。第一に当該契約債務を分類すること、第二にローマI規則を参照しその準拠法が適用すること、第三に同法が履行地を決定することである。⁽⁴⁰⁾

I a 規則七条(一)(a)の意味における履行地は係属裁判所の抵触規則が選択する当該債務の準拠法によるとされても、同一契約から複数の履行義務が複数構成国内で発生する場合には、係属の国内裁判所の管轄権限は、自国内で履行されるべき義務に基づいた請求のみに制限されるか、又は他国で履行された契約についても審理できるかの問題が残る。⁽⁴¹⁾ この点については、近接性の原則 (principle of proximity) に立つか集中の原則 (principle of centralization) によるかに依存するとの指摘がある。前者は、当該紛争への近接性即ち密接関連性を有する構成国に管轄を付与する考えで、それに依ると、構成国裁判所はその領域内において履行された契約についてのみ判断する管轄を有する。後者は、一つの構成国が他の構成諸国で発生している関連の紛争を含めて全ての紛争の管轄を有することを容認するアプローチである。⁽⁴²⁾

近接性の原則を採るものとして、原告(イタリア)とその代理商である被告(ベルギー)との間の、手数料の延滞金と通知に代わる補償金の支払いに関する紛争である *Leatherhex v. Bodetex* 事件がある。⁽⁴³⁾ EU司法裁判所は、I a 規則七条(一)(条約五条(一))の解釈において、同じ契約から発生する同等ランクの二つの義務に基いた訴訟において、国内裁判所は、その所在地の抵触規則により、それらの義務の一つがその国で履行され、他が別の締約国で履行されるべき場合、その訴訟の全体を審理する管轄権を持たないと判示した。⁽⁴⁴⁾ その結果、ベルギー裁判所には、ベルギーが履行地である通知に代わる補償金支払い義務に関する紛争の管轄は容認されるが、イタリアが履行地となる手数料支払

い義務の管轄権は容認されなかった。裁判所の見解に従えば、管轄の分割とそれによる矛盾する判決を甘受しなければならず、⁽⁴⁵⁾同一の契約につき複数の裁判所が管轄を持つことになる事態をできるだけ回避することで、自然人・法人の法的保護を強化しようとするブリュッセル規則の目的に反するとの批判が生じる。⁽⁴⁶⁾この批判に対してEU司法裁判所は、そのような不都合は認めながらも、I a 規則四条(条約二条)により、原告は常に、被告の住所地の裁判所で請求全体を提訴する選択権を持つことを指摘する。⁽⁴⁷⁾接近性の原則は、EU司法裁判所のブリュッセル規則に関する初期の若干の判例で採用されていたとされる。また、I a 規則七条(二)(条約五条(三))の不法行為地管轄の解釈においても採用されているとされる。⁽⁴⁸⁾

集中の原則のアプローチを採用するのが、前掲の *Color Drack* 事件判決である。EU司法裁判所は、I a 規則七条(一)(b)(I 規則五条(一)(b))について、契約を特徴づける義務が履行されるべき地を履行地とすることで、欧州共同体の立法者は契約上の全ての義務に関する紛争の管轄を義務履行地に集中させ、契約から発生する全ての請求に関し単一の管轄権を決定しようとしていたと述べ、複数の引渡地がある場合、その履行地は契約と最密接関連性を有する裁判所の地であり、それは通常、経済的な基準に基づいて決定される主たる引渡地であると結論づける。⁽⁴⁹⁾また、その決定ができない場合は、各引渡地が紛争の重要な要素への近接性という十分な密接関連性を有しているため、原告は自身が選択した引渡地の裁判所で提訴できると裁定する。⁽⁵⁰⁾この集中の原則によるアプローチは、I a 規則第七条(一)における契約管轄を解釈やオンライン上の不法行為に関するより最近の判決において採用されているとされる。⁽⁵¹⁾

(2) 役務提供

I a 規則七条(一)が対象とする役務提供の範囲については議論がある。例えば、コンピュータ・ソフトウェアは、そ

の初期には、テープやディスクなどの有形の運搬装置上に記録され、箱に入れられて買主に提供されるのが一般的で、この場合、七条(一)(b)が対象とする動産売買に入ることになるが、現在、一般的に見られるのは、買主がインターネット経由で直接的にダウンロードし購入する方法で、この場合、同条(一)の対象となり得るかは明確でないとされる⁽⁵²⁾。知的財産権の所有者が契約上の相手方に対し、その権利を利用する権利を与える契約がI a 規則七条(一)(b) (規則五条(一)(b))における役務提供に含まれるか否かが問題となったのが *Falco and Rabitsch v. Weller-Lindhorst* 事件⁽⁵³⁾である。

本件は、オーストリア所在の原告らがドイツ所在の被告に対し、コンサートのビデオ録画に関する契約に基づくロイヤリティーの支払い請求と契約上に根拠のない録音についての著作権侵害を主張したものである。ここでは、知的財産権の保有者が契約上の相手方に対して自身の権利を利用する権利を付与する契約(ライセンス合意)がI a 規則七条(一)(b) (I 規則五条(一)(b)) 第二文の意味における「役務の提供」(the provision of services) に関する契約であるか否かの判断がEU司法裁判所に付託されている。

EU司法裁判所は、役務の概念には少なくとも役務を提供する当事者が報酬と引換えに特定の活動を実行するという意味が含まれるが、知的財産権の所有者が報酬と引換えにその権利の利用権を付与する契約からは、そのような活動を伴っていることは推察できないとし、そうした契約は七条(一)(c)により同条(一)(a)が適用されると判示する⁽⁵⁴⁾。その結果、視聴覚資料の供給に関する契約に基づく支払い請求については、同条(一)(b)第二文ではなく、同条(一)(a)に関するEU司法裁判所の判例法から得られる原則を考慮して特別管轄の有無が判断されることになる⁽⁵⁵⁾。

（2） 不法行為に関する判例

インターネットが関わるケースにおいて特に問題となるのが、名誉毀損に関する紛争と著作権や商標権侵害を中心とする知的財産権の侵害に関する紛争である。インターネットを利用したこれらの不法行為は、結果発生地が国境を越えて拡散的に広がる可能性が大きく、誰でもが容易に被害者・加害者となり得るだけに、契約事件と比べて判例も少なくない。なお、不法行為に関する特別裁判管轄についての規則は、I規則では五条(三)に規定されていたが、I a規則においては七条(二)に置かれることになった。だが、法改正の際に文言の修正は行われていない。

(1) 名誉毀損・人格権侵害

不法行為若しくは準不法行為に基づく請求についての特別管轄を定めるI a規則は、七条(二)において、原告に損害発生地か又は発生する可能性のある地の裁判所へ提訴することを認める。この場合の「損害結果が発生するか又は発生するおそれがある地」(the place where the harmful event occurred or may occur)とは、加害行為が行われた地か又は被害の結果発生地であるかが問題となる。そこで、オンライン上の名誉毀損・人格権侵害と知的財産権の侵害に関する判例を紹介する前に、この問題が争点となった *Bier B.V. v. Mines de Potasse D'Alsace SA* 事件⁽⁵⁶⁾を取り上げる。

本件は、産業廃棄物である塩化物をライン河へ投棄した被告（フランス）に対し、被害を受けた原告（オランダ）が損害賠償を求めてオランダの裁判所に提訴した事案である。EU司法裁判所は、I a規則七条(二)（条約五条(三)）が特別管轄を認める不法行為地とは、加害行為地と結果発生地の双方を指し、原告はその選択により、その何れかの地で提訴することができると判示する。その根拠として、その双方を容認することが証拠及び裁判手続の実効性の観点から有用であること、加害行為地のみの優先は、一般管轄である被告住所地管轄と特別管轄である不法行為管轄が多く

の場合で一致し、その限りで不法行為管轄規定の有効性が失われ、他方で、結果発生地のみの優先は、加害行為地と被告住所地が一致しない場合は、損害発生の原因に特に近接する裁判所の管轄を排除する効果を持つこと、更に、多くの構成国における国内の立法・判例法において、その双方が同時に管轄原因として容認されていることを挙げる⁽⁵⁷⁾。このような判断は、オンライン上で行われた不法行為に関する紛争にも適用できるが、デジタル世界が関わる一連のケースにおいては、再解釈が必要であると指摘される⁽⁵⁸⁾。

名誉毀損の事例として、これもインターネットが普及する以前のオフラインでの事件であるが、先づ *Shevill v. Pesse Alliance SA* 事件⁽⁵⁹⁾を紹介する必要がある。本件は、イングランドに所在する原告らが、被告であるフランスの新聞社を相手方として、同社がフランス国内で発行し、その大部分を同国内で頒布していたが、一部がイングランドとウェールズにおいても販売されていた新聞の記事により名誉が毀損されたとして、イングランドで損害賠償を求め提訴した事案である。EU司法裁判所は、前掲の *Bier B.V.* 事件以来の確定した判例に従い、原告はその選択により加害行為地又は結果発生地で被告を提訴できるとした上で、新聞記事による名誉毀損の場合、加害行為地とは新聞発行者の事業所所在地であり、結果発生地とは出版物が頒布された地であつて且つ被害者がその地で知られている場合であると述べる⁽⁶⁰⁾。その上で、加害行為地である出版社の事業所所在地の裁判所は、発生した損害の全体についての管轄を有するが、結果発生地の裁判所は、その構成国内で発生した損害について審理する管轄しか持たないと判示する。その根拠として、行われた名誉毀損を評価し、それに付随して発生する被害範囲を確定するのに最適の場所は結果発生地であると述べている⁽⁶¹⁾。同裁判所はまた、この立場によれば、確かに同一の紛争の様々な側面について異なる裁判所が裁定することになるが、原告には常に、普通裁判籍の被告住所地か出版社の事業所所在地でも請求の

全部について被告を提訴することを選択できることも指摘する。⁽⁶²⁾

本件によってEU司法裁判所は、新聞の発行による名誉毀損事案について、*Bier B.V.* 事件判決の再解釈を行い、⁽⁶³⁾ 原告は加害行為地として出版社の事業所所在地と、結果発生地として新聞が頒布された全ての構成国においても被告を提訴することができるが、前者の加害行為地で提訴する場合は損害の全てについて請求することが可能であるものの、後者の結果発生地で提訴する場合は、問題となった構成国内で生じた損害についてののみ提訴できるとした。そのためこのようなアプローチ方法は、「モザイク理論」と称されている。オフラインの事案である*Shevill* 事件は異なり、オンライン上の人格権侵害が争われたのが、次の併合審理の *eDate Advertising GmbH v. X* 事件と *Olivier Martinez, Robert Martinez v. MGN Limited* 事件⁽⁶⁴⁾ である。

eDate 事件は、オーストリア国内に事業所を有し、‘www. ※※※.at.’ のアドレスでインターネット・ポータルを運営している被告が、その過去のニュースに特化したページ欄上において、ドイツ居住の原告とその弟が過去に殺人罪で終身刑を宣告されている旨の記事を掲載したことに對し、記事において実名を使用することの差止を求めてドイツの裁判所で提訴したところ、被告が管轄を争った事案である。なお、ドイツの裁判所の訴訟手続の開始前に、既に紛争の情報は削除されている。一方の *Martinez* 事件は、フランス人俳優とその父が、インターネット・アドレス ‘www. ※※※.co.uk’ からアクセスすることが可能なウェブサイトでイギリス新聞社の英文の記事を公開するインゲランドの被告会社に対し、私生活の妨害と肖像権侵害による損害の賠償を求めてフランスの裁判所に提訴した事案である。この事件においても被告は、オンライン上に当該記事と肖像を置く行為とフランス国内で発生したとされる損害との間に十分な連結 (connecting link) がないと主張し、管轄を争っている。

EU司法裁判所は、先ず、*Shevill* 事件判決の判断を確認し、I a 規則七条(三) (I 規則五条(三)) の「損害をもたらす事実が発生した地」は加害行為地と結果発生地の双方を指し、新聞記事による名誉毀損の場合は、被害者は名誉毀損出版物の出版社の所在地の裁判所又は出版物が頒布され且つ被害者が自身の名誉が毀損されたと主張するそれぞれの構成国内の裁判所で提訴できるが、前者の裁判所への提訴は発生した全ての損害について管轄権を有し、後者の裁判所への提訴はその構成国内で発生した損害についてのみ管轄権を有すると述べる⁶⁵。しかし、コンテンツをウェブサイトに置くことと、印刷物のような伝達手段の地域的な頒布とは区別されるべきとして次のように述べる。オンライン上のコンテンツは、世界中のインターネット・ユーザが瞬時に閲覧できるようにされるもので、その閲覧はコンテンツを置いた者のコントロール外にあるため、頒布を基準とすることの有用性は低下する。技術的にも、特定の構成国内との関係でその頒布を確実且つ正確に定量化し、専らその構成国内で発生した損害を算定することが常に可能であるとは言えず、被害者にとっても、権利を害する情報が世界のどこでどのように利用されているかを調査し、自身が知られるそれぞれの構成国内ごとに自身の権利を分割して対処しなければならず、深刻な負担になると⁶⁶。その上で、裁判所は、オンラインによる人格権侵害の場合について、*Shevill* 事件判決が示した結果発生地の連結基準の再解釈を次のように行う。

オンラインを介した人格権侵害の被害者は、EU領域内で侵害による損害が発生していることを条件に、発生した全損害について一つの裁判所で訴訟を提起できるように修正されなければならない。その裁判所は、オンライン上に置かれたマテリアルが個人の人格権に与える影響を最も適切に評価できる被害者の利益の中心 (center of interest) の地の裁判所である。人がその利益の中心を有する地は、居住しない構成国内で職業活動に従事する場合のような例外

もあるが、通常はその者の常居所と一致する。このような裁判管轄は、被告にとっても、有害なコンテンツの公表者はそれをオンライン上に置いた時点で、コンテンツの対象者の利益の中心を知るべき立場にあることを考慮すれば、管轄規則の予見可能性という目的と合致する。⁽⁶⁷⁾ 結局、I a 規則七条(三)（I 規則五条(三)）は、次のように解釈されなければならない。つまり、オンライン上に置かれたコンテンツによる人格権侵害の被害者は、発生した全ての損害につき、コンテンツ公表者の事業所所在地の構成国か又は自身の利益の中心のある構成国の裁判所に提訴できる。被害者はまた、コンテンツがオンライン上に置かれているか又はそれにアクセス可能であった領域の構成国内の裁判所においても提訴できるが、この場合は、係争裁判所の構成国の領域内において発生した損害についてのみ管轄を有する⁽⁶⁸⁾と。

eDate 事件の判断は、基本的には *Shevill* 事件のモザイク理論に従うものであるが、更にそれを越えて、被害者が被害の全額を求めて提訴できる法域の数を明らかに拡大する。即ち、被害者は、公表者の事業所所在地だけでなく被害者が利益の中心を持つ全ての構成国内で提訴することが可能になるが、その他に有害コンテンツにアクセス可能な構成国の裁判所でも、少なくともその構成国内で被っている損害に関し加害者を提訴することが可能になることとなる。⁽⁶⁹⁾ 以上の *Shevill* 事件や *eDate* 事件は個人の人格権侵害を扱ったケースであるが、近時、法人の人格権侵害を扱った *Bolagsupplysningen OÜ, Ingrid Ilisjan v. Svensk Handel AB* 事件⁽⁷⁰⁾ についての EU 司法裁判所の判断があったので、次にそれを紹介したい。

本件は、エストニア法人とその従業員である原告らがスウェーデンの事業者団体である被告を相手方として、被告のウェブサイトに公開されている原告に関する誤った情報の修正、表示されているコメントの削除及び精神的損害

への補償を求めてエストニアの裁判所に提訴したものである。原告らの主張によれば、被告はそのウェブサイトで原告を「ブラックリスト」に含めた上で、原告法人が詐欺・欺瞞行為を行っていると述べ、同サイトの討議用フォーラムに寄せられたコメントには、原告らへ直接的な暴力行為を要求するものが多数あった。原告らはリストからの除去とコメントの削除を求めたが、被告により拒否されていた。なお、当該情報とコメントはスウェーデン語で書かれ、エストニアでの被害発生は立証されていないが、スウェーデン・クローネでの取引高はスウェーデンで被害が発生していることを示唆していた。EU司法裁判所は、*Shevill* 事件⁽⁷¹⁾と *eDate* 事件などの先例を確認した上で、以下のように判断する。

オンライン上に掲載されたコンテンツによる人格権侵害の申立ての場合、侵害は通常、被害者が評判を享受する地であるその者の利益の中心で最も強く受ける。被害者の利益の中心の基準はオンライン上のマテリアルによって引き起こされた損害が最も顕著に発生する地を反映することから、被害者の利益の中心が所在する構成国の裁判所が、その者の権利に対するそのコンテンツの影響を評価する最適な地といえる。また、利益の中心の基準は、管轄の予見可能性という目的にも合致する⁽⁷²⁾。利益の中心の基準は、被害が本質的に物質的なものか非物質的なものか問題と関係がなければ、適正な司法行政の利益の観点から正当化されるもので、特段に原告保護を目的とするものでもないため、その者が自然人か法人かは決定的ではない。更に、法人の利益の中心は、その商業的評判が最も堅固に確立され地である経営活動の主要部分の実行地を考慮して決定されるべきで、事業所の所在地がどこかは決定的な基準でないと判示する⁽⁷³⁾。

以上のように述べた上で裁判所は、I a 規則七条(二)は、インターネット上での不正確な情報の公表とコメントの削

除の怠慢による人格権侵害を主張する法人は、その利益の中心が所在する構成国の裁判所において、その情報の訂正、コメントの削除及び被った全ての損害についての補償を求めて提訴できる。また、法人が登録事務所の所在地とは別の構成国内で活動の主要部分を実行する場合も、同法人は損害発生地であることを理由に、その別の構成国内において加害者を提訴できるとする。⁽⁷³⁾更に、オンライン上の情報とコンテンツのユビキタスな性質とそれらの頒布の範囲が普遍的である点を考慮し、単一旦つ不可分である情報の訂正とコメントの削除の申立ては、全ての損害についての賠償請求につき判断する管轄権を持つ裁判所のみが判断でき、その管轄権を有しない裁判所はできないとも判示する。⁽⁷⁴⁾

(2) 知的財産権侵害

名誉毀損・人格権侵害の場合と同様に、電子的手段を介して行われる知的財産権の侵害の場合も、複数国内で同時に発生する可能性が高いことから、侵害の地の決定が困難になる。I a 規則は、知的財産権の登録と有効性に関する紛争につき、その専属管轄を定めた第六節の二四条(四)に別途規定を置くが、不法行為に関しては明文規定を欠くため、不法行為一般の管轄規則である七条(二)の適用が問題になること⁽⁷⁵⁾から、同規定の適用が問題となった判例について、著作権侵害事案から紹介したい。

(a) 著作権侵害

先ず、*Peter Pinckney v. KDG Mediatech AG* 事件⁽⁷⁶⁾を紹介する。本件は、フランスに居住する原告が、被告オーストリア会社を相手方として、自身が提供し別のグループがレコード化していた楽曲につき、被告により無断でオーストリア国内においてCDに複製され、イギリス会社を通じてインターネット上で販売されたとして、著作権侵害に根拠に損害賠償を求めてフランスの裁判所に提訴した事件である。当該CDは、イギリス会社の依頼を受け被告が自国

内でプレスしていた。ここでは、オンライン上のコンテンツによる被害者は、コンテンツにアクセス可能な全ての構成国内で提訴する選択権を有するか、及び構成国内に所在する公衆に向けられていた (directed at) ことが必要か又は他の明確な連結要素の存在が必要かについてEU司法裁判所に付託されている。

EU司法裁判所は、I a 規則七条(二) (I 規則五条(三)) の解釈に関し、インターネットを通じて行われる不法行為の発生地の特定において、人格権侵害と知的財産権・工業所有権侵害とを区別してきたと述べる。その根拠として、①同規定の意味における発生する損害が権利の性質により異なること、②特定構成国内で被害が発生している可能性は、侵害される権利がその構成国内で保護される要件に服すること、③管轄の付与は、十分な根拠のある侵害であることを判断する最適な地であるかにより左右されることを挙げる。従って、知的財産権・工業所有権の侵害については、eDate 事件において示された被害者の利益の中心の理論は採用できず、権利の侵害の有無を判断する最適な地である登録国の裁判所に提起されるべきとする。¹⁷⁾ その上で、この結論は、登録を要せず自動的に保護される著作権にも当てはまるかについて検討し、次のように結論づける。

I a 規則七条(二)は、活動が係属裁判所の構成国に向けられて (directed to) いることが要求される同一七条(一)(c)とは異なり、損害をもたらす事実が発生するか又は発生する可能性があることが唯一の要件であるため、著作権侵害の場合、係属裁判所の構成国が原告の著作権を保護し、損害がその法域内で発生している可能性があるときには、係属裁判所の管轄は既に確立されていることになる。その意味するところは、オンライン上の著作権侵害の場合、被告による作品の複製物が係属裁判所の法域内からアクセス可能なインターネット・サイトから取得できる可能性の存在になる。だが、係属裁判所の構成国により付与される保護はその構成国内でのみ有効であるため、裁判所は、自身の構

成国内で発生した被害のみを裁定する管轄を有する。⁽⁷⁸⁾ 最終的に、著作権侵害訴訟において著作物が係属裁判所の構成国により保護される場合、七条(二)により、その係属裁判所は、同国内からアクセス可能なインターネット・サイトを通じて、別の構成国内の企業が支持材上 (on a material support) に複製した著作物を第三国内の企業が販売するとき、著作者による複製物の製作者に対する責任訴訟を裁定する管轄を有すると判示する。⁽⁷⁹⁾

かくしてEU司法裁判所は、オンライン上のコンテンツによる被害者は、それにアクセス可能な全て構成国内で提訴することができるか、又は構成国内に所在する公衆に向けられている (directed at) か若しくは他の連結点が必要かという標的 (targeting) の問題から論点を変更し、物質の形で存在しオンライン上で販売される媒体という非常に限定的な問題に絞り判断を行う。⁽⁸⁰⁾ そして、構成国の裁判所は、他の構成国内の事業者で且つその構成国の法域内からアクセス可能なサイト上で販売される作品の複製物を製作する事業者に対する管轄権を有するが、その場合は、当該国家内における損害に関してのみ裁定できると判示する。同様に著作権侵害に関するが、複数の構成国内に所在する複数の著作権侵害者が関わる事案が *Hi Hotel HCF SARL v. Uwe Spöring* 事件⁽⁸¹⁾ である。

本件では、ドイツ居住の写真家である原告とフランス所在の被告会社との間で、原告がフランス国内に被告が所有するホテルの室内の写真撮影を行い、被告はその写真について広告用冊子とウェブサイトにおいてのみ利用できる旨の契約が締結されている。だが、その合意に反し、写真が被告からフランス国内にも事業所を有するドイツの出版社に譲渡され、ドイツで出版された室内装飾に関する書籍に利用されたため、原告がその差止めと損害賠償を求めてドイツの裁判所に提訴に及んだものである。ここでは、係属裁判所の構成国内で保護される著作権の侵害に関し、複数の加害者の存在が推定される場合、I a 規則七条(二) (I 規則五条(三)) は、係属裁判所の構成国の法域内においては

侵害行為を行っていない加害者の一人につき、管轄を確立することが許されるかが付託されている。

EU司法裁判所は、先例により、七条(二)は当該紛争と損害の事実の発生地又は発生するおそれのある地の裁判所との間の密接関連性の存在に基づいて管轄を容認することを確認した上で、その関連性の特定が被告の責任の判断に最適な地に所在する裁判所の管轄権を確立することになるため、適切に係属できる唯一の裁判所は、その連結点が所在する法域内の裁判所であると述べる⁽⁸²⁾。そして、本件のように推定の加害者が複数存在し、その内の一人についてのみ、その者が行為を行っていない法域内で提訴される場合、原因となる事実が七条(二)の意味で裁判所の法域内で発生していたと見ることはできず、結局、係属裁判所の法域内で行為を行っていない推定の加害者の一人につき、損害の原因となる事実の地であることを根拠に管轄は容認されないと判示する⁽⁸³⁾。

だが、推定の加害者の一人が係属裁判所の法域内で行為を行っていないとしても、損害発生地であることを根拠に構成国の裁判所に管轄が付与されるかにつき考察する必要があるとし、これにつき *Pinckney* 事件が係属裁判所の構成国により付与される著作権侵害に関し、損害発生地であることを根拠に同国の領域内で発生した損害についてのみ裁定する管轄を有すると判示していたことを確認した上で、七条(二)は以下のように解釈されたと述べる⁽⁸⁴⁾。

構成国内の保護著作権の侵害につき想定される加害者が複数存在する場合、想定加害者は行為を行っていないため、損害の原因事実に基づく管轄の確立は容認されない場合でも、係属裁判所の法域内において損害発生の可能性が存するときは、裁判所に損害発生地であることを根拠に七条(二)により管轄が確立される⁽⁸⁵⁾。その場合、係属裁判所は、その構成国の領域内において発生した損害についてのみ裁定する管轄を有すると⁽⁸⁵⁾。この判断の意図は、非居住の共同侵害者による行為の地でも現実の損害発生地でもない構成国における訴訟を回避して、侵害者がその国で行為を行ってい

ない場合であっても、現実の損害が発生する構成国への提訴を容認することにあるとされる⁽⁸⁶⁾。この *Hi Hotel* 事件と同様に著作権侵害に関し、ドメイン名が論じられたのが、次の *Pez Hejduk v. EnergieAgentur.NRW GmbH* 事件⁽⁸⁷⁾である。

本件は、プロの建築写真家であるオーストリア居住の原告が撮影したオーストリア人建築家Aの建築物の写真がドイツの被告会社により無断使用された事案である。Aは被告が企画した会議内でA自身の建築物の解説のために、原告の許可を得て写真を使用していたが、後に、被告が原告とAの許諾を得ることなく、その写真を被告のウェブサイト上に掲載し、閲覧とダウンロードが可能な状態に置いたことから、原告が損害賠償を求めてオーストリアで提訴に及んでいる。ここでは、写真がウェブサイト上でアクセス可能な状態に置かれたことによる著作権侵害の申立てにつき、そのウェブサイトが著作権の権利者の居住地図（オーストリア）以外の構成国（ドイツ）のトップレベル・ドメイン名で管理される場合に、I a 規則七条（I 規則五条⁽⁸⁸⁾）は、侵害者の所在地の構成国のみに管轄を認めるか、又はウェブサイトが向けられている構成国にも容認するかが付託されている。

EU司法裁判所は、先例により、七条（I）において不法行為に関して管轄が容認される「損害をもたらす事実が発生したか又は発生する危険がある地」とは、損害発生地（結果発生地）と損害を発生させる事実の地（行為地）の双方を指し、原告はその選択によりそれらの何れか一方の裁判所で被告を提訴できることを確認し、次のように判断する⁽⁸⁸⁾。

本件では、著作権者の許諾を得ることなくウェブサイト上に写真著作物を利用可能な状態に置いたことによる侵害の場合における、結果発生地と行為地の決定について検討を行うことが必要となる。先ず行為地の決定について、損害発生の原因となる事実、被告が原告の許諾を得ないでオンライン上のウェブサイト写真に写真を置いた行為であり、

侵害を構成する可能性のある作為又は不作为は被告の本拠地のみに結び付けることができる。その地は、被告が写真をオンライン上に置くことを決定し且つ実行した地であるからと結論づける。⁽⁸⁹⁾ 結局、原告の構成国の係属裁判所に対し、侵害行為の実行地であることを根拠に管轄を付与できないため、次に裁判所は、結果発生地としての係属裁判所の管轄の有無について検討へと進む。

この点につきEU司法裁判所は、*Pinckney* 事件において既に、著作権侵害の場合、七条(二)の意味における特定構成国内の損害発生の成立には、同構成国内で権利が保護されている必要があること確認する。また、被告による、自己のウェブサイトはドイツ固有のトップレベル・ドメイン名“.de”を使用するもので、オーストリアには向けられず、オーストリア内では損害が発生していないとの主張に対しても、*Pinckney* 事件に従い、消費者契約事件の管轄に関するI a 規則一七条(一)(c)とは異なり、七条(二)は当該活動が構成国に「向けられて」(directed to) いることを要件としないため、損害の発生・見込みは、係属構成国から被告ウェブサイトを通じて、原告が権利を持つ写真へのアクセス可能性で良いと述べる。最終的に、七条(二)により、係属裁判所の構成国における保護著作権の侵害の場合、裁判所は、損害発生地であることに基づきその法域内よりアクセス可能なウェブサイト上に著作物が置かれたことを理由とする賠償請求を審理する管轄を有し、その場合は、構成国内で発生した損害についてのみ判断できると判示する。⁽⁹⁰⁾ しかし、この裁判所の判断に対し、次のような強い異論が出されている。

本件の法務官は、損害が非局在化されて (delocalised) いる本件に *Pinckney* 事件判決を適用しようとしても、実行できない可能性があるとし、裁判所の判断に反対する。⁽⁹¹⁾ 両事件は同様にオンライン上の著作権侵害に関するが、CDの複製とオンライン市場での販売という金銭的報酬のあるサービスに関する事案で、損害発生地を確定できる

Pinckney 事件とは異なり、本件においては、ウェブサイト上に掲載された写真へのインターネットを介したアクセスの可能性だけでは損害発生地の確定が困難であり、報酬のあるサービスの提供はなく、事業の一部としての公衆への通信行為があるだけである。そのため、たとえ管轄が容認されても、オーストリアにおける原告著作権に対する侵害はない、或いはあると認定されても損害の程度は低いとされることになる。結局、管轄が否定されるか、そうでなければ損害の地域的な分割は不可能であると判断されて、被った損害の全体について原告に補償を与えることになり、*Pinckney* 事件の判例法とは矛盾すると⁽⁹²⁾。そこで、七条(二)の運用においては、インターネットの使用により損害が非局在化される場合、損害を正確に把握できない発生地の基準を排除し、損害を生じさせる出来事の発生地国の裁判所⁽⁹³⁾にのみ管轄を制限すべきと提案される。

(b) 商標権侵害

Wintersteiger AG v. Products 4U Sondermaschinenbau GmbH 事件⁽⁹⁴⁾では、オンライン上の商標権侵害が議論されている。原告は、オーストリアに拠点を置く、スキー・スノーボード用具の製造・販売を行う会社で、オーストリアの商標である‘Wintersteiger’の所有者である。他方、被告は、スキー・スノーボード用具の修理・修繕道具の開発及び販売を行うドイツ法人であるが、原告により製造された用具のための付属品を、原告の許可を得ることなく「Wintersteiger 付属品」(Wintersteiger-Zubehör) の名で製造・販売を行っている。被告はまた、二〇〇八年以降、‘Google Internet’上の検索サービス・プロバイダーの広告システムにキーワード (AdWord) として‘Wintersteiger’の登録も行っている。その登録の保有は、Google ドイツのトップレベル・ドメイン名であるウェブサイト‘google.de’に限られ、ユーザが検索エンジンにキーワードとして‘Wintersteiger’を入力すると、検索結果の最初に原告のウェブ

ブサイトへリンクされたが、同時に広告欄が現れ、被告の広告へと誘導されている。一方、Google オーストリアのトップレベル・ドメイン名であるウェブサイト‘google.at’においては、‘Wintersteiger’を検索しても被告の広告は掲載されていない。そのため、原告が、‘google.de’上に被告が広告を置くことにより原告が有するオーストリア商標権を侵害していると主張し、オーストリアの裁判所に差し止めを求めて提訴したのが本件である。

被告が、‘google.de’は専らドイツ国内のユーザに向けられているため、当該広告はドイツ国内の消費者のみを視野に入れていると主張し、裁判所の管轄を争ったことから、様々なトップレベル・ドメイン名に基づいてサービスを提供するインターネット検索エンジンにおいて、係属裁判所の構成国内で保護される商標権に関し、他の構成国に所在する者によりその商標と同一のキーワードが使用されていることによる侵害が主張される場合の、I a 規則七条(一)規則五条(三)に基づく管轄の決定基準について付託されている。

EU 司法裁判所は、先ず、eDate 事件において七条(二)の「損害をもたらす事実が発生したか、発生する危険がある地」の表現は、損害発生地と損害の原因事実の発生地の双方をカバーすることを確認する。そして、損害発生地について検討し、eDate 事件で示された被害者の利益の中心の基準は、全ての構成国内で保護される人格権侵害の文脈において論じられたもので、本件のような保護が登録される構成国内の領域内に限定される知的財産権侵害には適用できないことを指摘する。⁹⁵その上で、自国内で保護される商標の侵害を最も適切に評価できるのは、当該商標の登録の構成国であり、その国の裁判所が権利所有者に発生した全損害を判定し、全侵害の停止の申立てを審理する権限を有するとするとし、ある構成国の登録商標を別の構成国の国別トップレベル・ドメイン名に基づいて運営する検索エンジン・ウェブサイト上でその商標と同じキーワードを使用することによる侵害の訴訟は、当該商標の登録構成国の裁判

所に提起できると結論づける。⁽⁹⁶⁾ 続いて裁判所は、損害の原因事実の発生地についての検討を行い、次のように述べる。

検索エンジン上でその商標と同じキーワードの使用による侵害訴訟の場合、重要な要因は、広告自体の表示 (display) ではなく、制作された広告を表示する技術的プロセスにおける広告主による起動 (activation) にある。商標を業として (in the course of trade) 利用する者は、検索サービスの提供者ではなく、商標と同一のキーワードを選択する広告主であり、商標法違反の可能性が発生する事実、自身の商取引のために検索サービスを利用する広告主の行為の中にある。従って、損害の原因事実の発生地は、検索エンジンの管理者が所有するサーバーの所在地ではなく、広告の表示プロセスの起動を決定した広告主の事業所の地である。よって、侵害訴訟は、広告主の事業所のある構成国の裁判所においても提訴できる。⁽⁹⁷⁾ そして最終的に、七条(二)は、ある構成国の登録商標を別の構成国の国別トップレベル・ドメイン名に基づいて運営する検索エンジン・ウェブサイトでその商標と同じキーワードを使用することによる侵害の訴訟の場合、商標登録の構成国の裁判所か又は広告主の事業所の地の構成国の裁判所で提起できるという意味で解釈されなければならないと判示する。⁽⁹⁸⁾

(c) データ

オンライン上のデータベースに関する利用が争われたのが *Football Dataco Ltd and Others v. Sportradar GmbH and Other* 事件である。⁽⁹⁹⁾ 原告らは、イングランドとスコットランドにおけるサッカーの試合の企画に責任を有し、イギリス法に基づいて、「サッカー・ライブ」(Football Live) のデータベースに対する「固有の権利」(sui generis) を有すると主張する。'Football Live' は、進行中のサッカーの試合に関する様々なデータが集積されたもので、データの収集・検証には相当な投資が要求され、その編集にもスキル・知的入力作業などが求められている。被告らは、特に

イギリスの試合の結果や統計をそのウェブサイト ('betradar.com') を通じてオンライン上で提供する 'Sport Live Date' と称するサービスを行うドイツの会社とそのスイスの親会社である。被告らの顧客は賭博会社で、イギリスで設立された会社とイギリスの市場を標的として賭博サービスを提供する会社が含まれている。これの賭博会社のウェブサイトには、'betradar.com' へのリンクが含まれ、インターネット・ユーザが 'Live Score' の選択をクリックすると、'Football Live' のデータが現れるようになっている。原告らは、被告らが 'Football Live' のデータを複製し、それを 'Live Score' をクリックしたイギリス内の大衆に送信したことにより自身の固有の権利が侵害されているとして、その損害に対する補償を求めイギリスの裁判所に提訴したのが本件である。

被告が、送信行為はデータの送信地においてのみ行われているとし、イギリスの管轄を争ったことから、データベースの法的保護に関する EC 指令 96/9 を受けて制定されたイギリス法に基づき固有の権利として保護されるデータベースから、データを A 構成国 (ドイツ) にある当事者のウェブ・サーバー上にアップロードし、そこから B 構成国 (イギリス) 内のユーザからのリクエストに応じてデータがユーザのコンピュータ上に送信・保存・表示される場合、データの送信行為は、「引用」 (extraction) 又は「再利用」 (re-utilisation) 行為を構成するにつぎ、及びそれが肯定される場合、当事者による送信行為は、① A 構成国のみ、② B 構成国のみ、又は③ A 構成国と B 構成国の双方において発生しているかについての判断が付託されている。

EU 司法裁判所は、I a 規則七条(二) (I 規則五条(三)) は損害をもたらす事実が発生したか、発生するおそれがある地の裁判所に特別管轄を認めるため、本件における送信行為の場所の決定はイギリスの管轄の決定に影響を与えると¹⁰⁰して、次のように述べる。

先ず、管理者の意図とは無関係に世界中のインターネット・ユーザが瞬時に閲覧できるというウェブサイト・コンテンツのユビキタス（偏在的）な性質を考慮すると、単にデータを含むウェブサイトが特定国家の領域内からアクセス可能であるという事実だけでは、ウェブサイト管理者が再利用行為を実行していると結論づけるには不十分であり、被告のウェブ・サーバー上のデータが、イギリスのユーザからの要求に応じてそのコンピュータに送信されている事実だけでは、再利用行為がイギリス国内で実行されていると見ることはできない¹⁰¹。代わりに、そのような場所の特定には、行為の実行側が送信を受ける構成国の領域内の者を標的にしていることを示す証拠の存在が必要である。本件において、被告らがそのサーバーへのアクセス権をイギリスの賭博会社に付与し、イギリス国内のユーザが母国語でアクセスできる状況は、イギリス国内の公衆を標的にしていることと見ることはできる。そのような証拠が存在する場合、再利用行為は、データを受信するユーザの地であるB構成国（イギリス）に所在すると見ることができると判示する¹⁰²。一方、被告らが主張する、再利用行為はデータを送信するサーバーが所在する構成国内にあるとの主張については、サーバーの場所の特定が困難であること、特定の構成国の公衆を標的にデータベースのコンテンツをオンライン上で再利用を行う管理者がサーバーをその構成国の領域外に置くことで同国法の適用の回避が可能になることなどを理由に、拒否する¹⁰³。

第四章 管轄合意に関する判例

本章においては、オフラインによる契約と同様に電子商取引契約においても、法廷地を選択する条項が含まれているのが通常であることを考慮し、管轄合意に関する判例を紹介したい。I a 規則は、その第二章「管轄」に第七節

「管轄合意」を設け、二五条において、一定の方式に基づいて締結される管轄に関する合意を容認する規定を置く。同条はI規則二三条を修正したもので、ここでは当事者の少なくとも一人が構成国の領域内に住所を有する場合に限り、構成国の裁判所の管轄を合意することが認められていたが、Ia規則二五条では、当事者の住所にかかわらず、構成国の裁判所の管轄を合意することできるように修正されている。従って、EU域内に住所を有しない企業間の及び企業と消費者との間の契約、例えばアメリカ企業と日本の消費者との契約であっても、EU構成国内の裁判所に管轄を合意することができる¹⁰⁴。最初に、オフラインで締結されていた管轄合意が問題となった事案であるが、非常に議論を呼んだ *Erich Gasser GmbH v. MISAT Srl* 事件¹⁰⁵から紹介したい。

本件は、オーストリアに登録事務所を有する原告とイタリア所在の会社で原告から子供服を購入していた被告との間の紛争である。被告が、原告を相手方として、原告による契約上の義務の不履行を理由として、契約終了の確認と費用の未返還による損害賠償の支払いなどを求めてイタリアの裁判所に提訴したことを受け、逆に原告が、被告を相手方として、未払い金の支払いを求めてオーストリの裁判所に提訴した事案である。原告は、オーストリの裁判所が契約の履行地の裁判所であること、原告から被告に送られた請求書の全てにオーストリの裁判所を指定する管轄合意条項があり、条約一七条（Ia規則二五条に相当する）により合意は容認されると主張した。一方、被告は、管轄の一般規定である条約二条（Ia規則四条（一））により、管轄は被告の所在地であるイタリアにあるとし、同一のビジネスに関する紛争に関する訴訟が既にイタリアの裁判所で開始されていると主張した。その結果、後訴の係属裁判所は、一七条に基づく管轄合意により後訴の裁判所に専属管轄が付与される場合、条約二二条（Ia規則二九条に相当する）の意味において、先訴の係属裁判所の管轄を再検討することができるか、又は二一条に従い、先訴の係属裁判所

の管轄が確定されるまで手続を中止し、それが確定されたときは訴えを却下することになるかなどが付託されている。⁽¹⁰⁶⁾

EU司法裁判所は、二一条の表現などを根拠に、後訴の係属裁判所は先訴の係属裁判所が裁判管轄を有しないことを宣言するまでは、訴訟手続を停止しなければならないと判示した。⁽¹⁰⁷⁾ 裁判所のこのような解釈には、多くの批判が集まり、これにより、管轄の判断が下されるまでに数年を要するイタリアの裁判所システムの非効率性を利用し、イタリアの裁判手続を開始させることで、数年間、他のEU構成国内で裁判手続からの事実上の免除を獲得する「イタリアの魚雷」(Italian Torpedoes)現象が生み出されたとされる。⁽¹⁰⁸⁾ そのため、二〇一〇年の委員会による提案(Proposal)の三二条(二)において改正案が示されたことを受けて修正され、⁽¹⁰⁹⁾ Ia規則においては、弱者が関わる保険契約事件、消費者契約事件及び労働契約事件の場合を除き、合意で指定された構成国の裁判所がその管轄を有しないと宣言するまでは、他の構成国の裁判所は手続を停止しなければならないことになる(三一条(二))。

裁判管轄に関する合意条項は、インターネット上で締結される契約の場合、通常、コンピュータの画面上に契約内容が提示されるクリックラップ(click-wrap)契約中に一条項として含まれ、買主による承認ボタンのクリックによってその契約内容が承認されたと見なされる。買主には、個々の条項の内容について交渉できないため、内容全体について同意するか又は拒否するかの選択しか残されていない。このクリックラップ契約中の管轄合意条項につき、その方式上の有効性に関して争われたのが、*Jaouad El Majdoub v. CarsOnTheWeb.Deutschland GmbH* 事件⁽¹¹⁰⁾である。

ドイツに事業所を有する自動車ディーラーである原告は、ドイツに登録事務所のある被告のウェブサイトから自動車の購入を決定した。後にそれが被告によりキャンセルされたことから、原告が同自動車の所有権の移転命令を求めてドイツの裁判所に提訴したのが本件である。原告は、契約の相手方はドイツに事業所を有する被告であって、ベル

ギーの事業所を有する被告の親会社ではないとし、ドイツの管轄を主張した。一方、被告は、被告のウェブサイトからアクセスできるインターネット販売に関する一般取引条件中にベルギーの裁判所に管轄を付与する合意があるとして、ドイツの管轄を争った。その合意条項について原告は、被告の一般的取引条件を含むウェブページは自動的に開かれず、「ここをクリックせよ」の指示が付されるボックスをクリックし (click wrapping)、ハイパーリンクに繋げる必要のある形式のものであるが、I a 規則二五条(二) (I 規則二三条(二)) が管轄合意について電子的手段による通信についても書面による方式と見なすのは、一般条件を含むウィンドウが自動的に開かれる形式のもののみであると反論した。そのため、click wrapping が二五条(二)の意味における永続的な記録を提供できる電子的手段による通信に関する要件を満たすかが付託されている。

EU 司法裁判所は、二五条(二)の解釈において、電子的手段で締結された管轄合意を含む click wrapping による売買契約の一般条件の容認の方法について、それが契約条件のテキストを契約締結前に印刷又は保存することを可能にしている場合は、同規定の意味における合意の永続的な記録を提供する電子的手段による通信を構成すると解釈されなければならないと判示する。⁽¹¹⁾ その根拠として同裁判所は、当事者による真の同意の確保が二五条(一)の目的の一つであるところ、原告は被告のウェブサイト上のボックスをクリックし、当該の一般条件を受け入れていること、二五条(二)は管轄合意の有効性について特に永続的記録の提供の可能性があることを要求するが、それは一般条件のテキストの永続的記録が買主によるボックスのクリックの前であるか後かは関係がなく、証拠の観点から、契約前に情報の保存と印刷を可能にすることを求めたものであると述べる。⁽¹²⁾

本判決は、B 2 B 取引の売買契約について、管轄合意を含む一般取引条件が 'click-wrapping' 方式で締結される

ケースを扱った画期的な判断と評され、より厳格な制限を設ける消費者契約とは異なり、永続的な手段で管轄合意を伝達する必要はなく、契約締結前に情報を保存及び印刷する単なる可能性があれば、合意の成立には十分であるとしたものと解釈されている。¹¹³

第五章 終わりに

情報通信ネットワークが爆発的に普及し、社会インフラの一つとして必要不可欠なものと認識されるとともに、わが国においてもオンラインに関する紛争が、国内的紛争と国際的紛争とを問わず増加し、それに伴い国際裁判管轄が争われる裁判例も集積されつつある。¹¹⁴

わが国においては、オンライン上の紛争に限って適用される特別な国際裁判管轄規定はなく、オフラインで発生した紛争と同様に、民事訴訟法三条の二以下の裁判管轄に関する規定の適用が問題となる。それらの規定の適用を論じる際に、EU司法裁判の判断は大いに参考になると思われる。その域内に法内容が異なる多くの構成国を抱え且つそれらが地理的に近接するため、多くの紛争が発生するEUにおいては、既に多種多様なオンライン上の紛争に関する判例の集積が見られることから、實際上どのような形態のインターネット紛争が発生し、その解決のための法理論がどのような議論を経て、どのように構築されているかなど、わが国とつても参考になるところが少なくないからである。本稿がそのようなEU司法裁判所の判例を知る切っ掛けとなればと考えている。

本稿においては、EUの判例の紹介を主な目的としているため、個々の判例について深く検討を行うことができなかった。別の機会に、特定の問題に絞って、判例とその影響について深く論じてみたい。

(1) 二〇〇九年のリスボン条約以降、それまでの欧州司法裁判所 (European Court of Justice) は、欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) へと正式名称が変更されたが、本稿では、便宜的に、併せてEU司法裁判所と称する。

(2) 拙著「ブリュッセル規則における消費者保護規定の展開」『日本法学』八五卷三号(二〇二〇)一頁、同「EU国際私法における電子消費者契約に関する消費者保護規定の展開」『日本大学知財ジャーナル』一二号(二〇一九)五頁。

(3) 横溝大「インターネット上の知的財産権侵害に関する国際裁判管轄」『パテント』六九卷一四号(二〇一六)一六七頁、中村千里「インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄に関する多面的分析—EU及びドイツの議論の検討—(一)」、(六)・完』『法学論叢』一八三卷四号(二〇一八)二八頁、一八四卷二号(二〇一八)四七頁、一八四卷五号(二〇一九)三〇頁、一八五卷三号(二〇一九)三三頁、一八五卷五号(二〇一九)九二頁、一八六卷一号(二〇一九)四一頁、安達栄司「インターネットにおける人格権侵害の国際裁判管轄」『国際商事法務』四一卷二号(二〇二三)二八二頁、野村秀敏「インターネット上の法人の人格権侵害事件と国際裁判管轄—EU司法裁判所二〇一七年一〇月一七日判決について—」『専修ロージャーナル』一五号(二〇一九)一頁などがある。

(4) Brussels Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters of 27 September 1968, in French [1972] OJ L 299/32 and in English [1978] OJ L 304/36.

(5) 二度の大きな改正の他にも、新たな加盟国との加盟条約の締結の際や、マーストリヒト条約の発効により欧州諸共同体 (EC) からEUとなり、法形式についても条約から共同体派生法の一つである規則となった際などにも修正が行われている。ブリュッセル規則の変遷については、中西康「ブリュッセルI条約の規則化とその問題点」『国際私法年報』三三号(二〇〇二)一四七頁以下参照。

(6) Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, [2001] OJ L 12/1. 同規則を翻訳したものに、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する二〇〇〇年十二月二二日の理事会規則 (EC) 44/2001 (ブリュッセルI規則)」『国際商事法

務』三〇巻三号 (二〇〇二) 三二一頁がある。

(7) Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast), [2012] OJ L 351/1. 同規則を訳出したものに、春日偉知郎 (訳) 「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する二〇一二年一月二日の欧州議会及び理事会の (EU) Nr.1215/2012規則」『欧州連合 (EU) 民事手続法』(法務資料四六四号、二〇一五) 四七頁がある。本稿中の I a 規則の訳についても、それを参考にした。

(8) 本稿で紹介するブリュッセル規則に関する判例の選択については、主として Andrej Savin, *EU Internet Law*, 2nd ed. (Edward Elgar, 2017), p. 73 以下を中心に、更に Hélène van Lith, *International Jurisdiction and Commercial Litigation – Uniform Rules for Contract Disputes* (T・M・C・Asser Press, 2009), p. 29 以下を参考にしている。

(9) Protocol concerning the interpretation by the Court of Justice of the convention of 27 September 1968 on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters, [1975] OJ L 204/28. 同プロトコルは、一九七一年六月二日に署名され、一九七五年九月一日より施行されていた。

(10) Van Lith, *supra* note 8, p. 30.

(11) *Ibid.*, p. 33. TEC の二三四条について論じたものとして、例えば、岡村堯「ヨーロッパ裁判所と国内裁判所の関係」同『ヨーロッパ法』(三省堂、二〇〇二) 三四九頁以下がある。

(12) 一般に、マーストリヒト条約とその後の改正(アムステルダム条約、ニース条約、リスボン条約による改正)を含めて EU 条約と呼ばれている。M・ヘルデーゲン／中村匡志訳『EU 法』(ミネルヴァ書房、二〇一三年) 九頁脚注(9)参照。

(13) Consolidated Version of the Treaty on the Functioning of the European Union, [2016] OJ C 202/47.

(14) Consolidated Version of the Treaty on European Union, [2016] OJ C 202/13.

(15) Van Lith, *supra* note 8, p. 33, 岡村・前掲注(11)‘三〇二頁参照。EU 司法裁判所は、Case C-125/92 *Mulox IBC Ltd v. Hendrick Geels*, [1993] ECR I-04075, para. 11 にあって、自律的解釈のみが、条約の統一的な適用を保證することができると

述べる。

- (16) See, Dan Jerker Börje Svantesson, *Private International Law and the Internet*, 2nd ed. (Kluwer Law International, 2012), p. 249. なお、I 規則では、第二条(一)にはば同趣旨の規定が置かれていた。
- (17) Raffaella Di Iorio, 'Latest Developments in the ECJ Case Law on Jurisdiction concerning Consumer Contracts', *Yearbook of Private International Law, Volume 15* (2013/2014), p. 529. なお、I a 規則の解説(13)と同内容の説明が、I 規則の解説(8)においてもなされている。
- (18) I a 規則第四条(一)と同趣旨のI 規則第二条(一)について述べたものでもあるが、see, van Lith, *supra* note, 8, p. 65.
- (19) Dan Jerker Börje Svantesson, *Private International Law and the Internet*, 3rd ed. (Kluwer Law International, 2016), p. 426.
- (20) I 規則では、第四条(一)に同様の規定が置かれていた。
- (21) Faye Fangfei Wang, *Internet Jurisdiction and Choice of Law – Legal Practices in the EU, US and China* (Cambridge, 2010), p. 45.
- (22) I a 規則解説(15)。
- (23) Case C-292/10, *G v. Cornelius de Visser*, ECLI:EU:C:2012:142.
- (24) *De Visser* (n. 23), paras 39-40, 59.
- (25) Savin, *supra* note 8, pp. 77-78.
- (26) Savin, *supra* note 8, p. 78.
- (27) Van Lith, *supra* note 8, p. 74. なお、I a 規則七条(一)(a)の「契約又は契約に基づく請求」(matters relating to contracts)の解釈は、国内法から独立し、自律的になされなければならないとされる。このような理解がEU司法裁判所の判決において最初に示されたのは、同規定と同一内容の条約五条(一)に関する Case 34/82, *Martin Peters Bauunternehmung GmbH v. Zuid Nederlandse Aannemers Vereniging*, [1983] ECR 987, para. 9 である。この理解はその後 Case 9/87, *SPRL Arcado v. SA*

Haviland, [1988] ECR 1539, para. 10において、条約の目的と全体的なスキームを考慮すると、条約から発生する権利と義務の平等と均一性を可能な限り確保することが重要であり、国内法を参照して解釈されてはならないと判示されたことにより、明確に肯定されるべきである。See, van Lith, *supra* note 8, pp. 78-79.

(28) Wang, *supra* note 21, p. 48.

(29) Svantesson, *supra* note 19, p. 324.

(30) Case C-386/05, *Color Drack GmbH v. Lexx International Vertriebs GmbH*, [2007] ECR I-03699. 野村秀敏「国際航空運送と義務履行地の裁判籍」野村秀敏＝安達栄司編著『最新EU民事訴訟法判例研究Ⅰ』（信山社、二〇一三）一六七頁以下に簡単な紹介がある。

(31) *Color Drack* (n. 30), paras. 28-36.

(32) *Color Drack* (n. 30), para. 45.

(33) EU司法裁判所は、複数国家内において複数の履行地がある場合は、これとは異なる解決があり得ることを明確に述べている。Color Drack (n. 30), para. 16. なお、旅客運送に関するCase C-204/08, *Peter Rehder v. Air Baltic Corporation*, [2009] ECR I-06073, paras. 42-44においては、運送の出発地と目的地で提供されるサービスは不可分であり、そのどちらがより重要かを判断することは困難であるとして、旅客はその選択により出発地か目的地のいずれかで提訴できると判示される。Peter Rehder 事件を紹介した文献に、野村・前掲注(30)、一六六頁がある。

(34) Case C-440/97, *GIE Groupe Concorde and Others v. The Master of the vessel "Suhadivarno Panjan" and Others*, [1999] ECR I-06307. 本判決を紹介した文献として、桑原康行「ブリュッセル条約における義務履行地の決定方法」野村秀敏＝安達栄司編著『最新EU民事訴訟法判例研究Ⅰ』（信山社、二〇一三）一五一頁がある。

(35) 本判決以前にEU司法裁判所は、「その義務が履行され又は履行されるべき地」の意味を明白にすることが求められており、本件の解釈に同日に下された次の二つの判決が大きな影響を与えたとされる。一つは、Case C-14/76, *A. De Bloos SPRL v. Société en Commandite par Actions Bouyer*, [1976] ECR 1497で、同一の契約について複数の裁判所が管轄を有することに

なる可能性をできる限り回避するため、I a 規則七条(一) (条約五条(一))に言う義務は、法的手続きの基礎を形成する契約上の義務で、原告の訴えが基礎としている契約上の権利に対応する義務であると解するとした (paras. 9, 11 and 13)。これが意味するところは、契約締結地管轄 (*forum contractus*) は原告により提起される訴訟に左右されること、及び全ての契約上の義務履行地が潜在的な契約締結地管轄であることである。Van Lith, *supra* note 8, pp. 94-95. 今一つは、Case Case-12/76, *Industrie Tessili Italiana Como v. Dunlop AG*, [1976] ECR 1473³⁶⁾ 同条の目的のために適用される義務の履行地は、自国の抵触規則により決定される準拠法によって判断される当該契約上の義務履行地であると判示した (para. 13)。Tessili 事件判決を紹介した文献として、長田真理「ブリュッセル条約五条一号に基づく義務履行地管轄」石川明・石渡哲編『EUの国際民事訴訟法判例』(信山社、二〇〇五) 四四頁がある。

(36) *GIE Groupe Concorde* (n. 34), paras. 13, 32.

(37) 雇用契約についてEU司法裁判所は、既に、Case C-125/92, *Mulox IBC Ltd v. Hendrick Geels*, [1993] ECR I-04075において、条約五条(一)の義務の履行地は、EU司法裁判所が条約のスキームと目的に基づいて定める統一的な基準により決定されるべきとし、雇用契約を特徴づける義務については、労務提供する労働者義務であると判示していた (paras. 16, 20)。本件の *CIE Groupe* 事件に提出された意見書において、ドイツと英国の両政府と委員会 (Commission) は、*Mulox IBC* 事件で採用されたアプローチは全ての契約類型に及ぶべきと主張し、潜在的訴訟当事者らにどの裁判所が管轄を有するかを予測し、法的確実性と平等な扱いを提供するという条約の目的にするために、契約義務の類型ごとに又は少なくとも契約類型ごとに、条約五条(一)の履行地を独自に決定しうる統一的な基準を確立すべきとした。一方、フランスとイタリアの両政府は、履行地の自律的な解釈は若干の単純な契約の場合に機能するだけで、国際取引における契約慣行の絶え間ない進化と両立しないとして、判例を変更すべきでないと主張した。*GIE Groupe Concorde* (n. 34), paras. 14-16.

(38) *GIE Groupe Concorde* (n. 34), paras. 18-19.

(39) *GIE Groupe Concorde* (n. 34), para. 30.

(40) Savin, *supra* note 8, p. 79.

- (41) この同一契約から複数義務が発生する場合における履行地決定の基準となる義務の問題については、*GIE Groupe Concorde* 事件以前の Case C-266/85, *Hassan Shenavai v. Klaus Kreischer*, [1987] ECR-00239 において、主たる義務 (principal obligation) が基準となるが判示されていた (para. 19)。⁴⁸⁾ なお、*GIE Groupe Concorde* (n. 34), para. 24⁴⁹⁾ 契約準拠法によって判断されることを暗に示している。
- (42) Zheng Sophia Tang, ‘Class Action in Cross-Border Consumer Contracts’ in: *Electronic Consumer Contracts in the Conflict of Laws*, 2nd ed. (Oxford and Portland, Oregon, Hart Publishing, 2015), p. 287.
- (43) Case C-420/97, *Leathertex Divisione Sintetici SpA v. Bodetex BVBA* [1999] ECR I-06747.
- (44) *Leathertex* (n. 43), paras. 39-42.
- (45) Van Lith, *supra* note 8, p. 97.
- (46) Opinion Advocate General R  ger in Case C-420/97 *Leathertex v. Bodetex*, [1999] ECR I-06747, paras. 62-63.
- (47) *Leathertex* (n. 43), para. 41. なお、不履行を求める義務は、どの地においても一定の行為を行うことを控える義務であり、特定の地と結び付かないとして、管轄は I a 規則四条（条約二条）のみにより決定される。Case C-256/00, *Besix SA v. Wasserreinigungsbau Alfred Kretzschmar GmbH & Co. KG (WABAG), Planungs- und Forschungsgesellschaft Dipl. Ing. W. Kretzschmar GmbH & Co. KG (Plagfog)*, [2002] ECR I-01699, paras. 49-50. *Besix* 判決を紹介した文献として、安達栄司「契約上の不作為義務違反と履行地裁判籍」野村秀敏＝安達栄司編著『最新EU民事訴訟法判例研究Ⅰ』（信山社、二〇一三）一五八頁がある。
- (48) Tang, *supra* note 42, p. 287.
- (49) *Color Drack* (n. 30), paras. 39-40. これにより国内の係属裁判所は、何が主たる引渡しかについて検討する必要が生じる。Van Lith, *supra* note 8, p. 92.
- (50) *Color Drack* (n. 30), para. 42.
- (51) Tang, *supra* note 42, p. 287.

- (52) Savin, *supra* note 8, p. 79.
- (53) Case C-533/07, *Falco Privatstiftung, Thomas Rabitsch v. Gisela Weller-Lindhorst*, [2009] ECR I-03327.
- (54) *Falco and Rabitsch* (n. 53), paras. 29-40. シェーン、イタリア及び英国の各政府からも、同様な意見書が提出されている。
- (55) *Falco and Rabitsch* (n. 53), para. 57.
- (56) Case 21/76, *Handelsrukerij G. J. Bier B.V. v. Mines de Potasse d'Alsace S.A.*, [1976] ECR-01735. 本判決については、既に多くの文献で紹介がなされている。例えば、岡本善八「わが国際私法事件におけるEEC裁判管轄条約(一)」、『同志社法学』二九巻五号(一九七八)一三三頁以下、木川裕一郎「ブリュッセル条約五条三号による不法行為地の国際裁判管轄」石川明Ⅱ石渡哲編『EUの国際民事訴訟法判例』(信山社、二〇〇五)八三頁、中村・前掲注(3)、一八三巻四号二六頁がある。
- (57) *Bier BV* (n. 32), paras. 15-25.
- (58) Savin, *supra* note 8, p. 80.
- (59) Case C-68/93, *Fiona Shevill, Ixora Trading Inc., Chequepoint SARL, Chequepoint International Ltd v. Presse Alliance SA*, [1995] ECR I-00415. 本判決についても、既に多くの文献において紹介がある。例えば、中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所一九九五年三月七日判決について」、『法学論叢』一四二巻五・六号(一九九八)一八一頁、芳賀雅顯「名誉毀損の国際裁判管轄」石川明教授古希記念論文集『EU法・ヨーロッパ法の諸問題』(信山社、二〇〇二)四三三頁、同「名誉毀損の国際裁判管轄」石川明Ⅱ石渡哲編『EUの国際民事訴訟法判例』(信山社、二〇〇五)九五頁、多田望「不法行為地管轄」『国際私法年報』一〇号(二〇〇八年)六〇頁、中村・前掲注(3)、一八三巻四号二七頁以下がある。
- (60) *Shevill* (n. 59), paras. 24, 28-29.
- (61) *Shevill* (n. 59), paras. 25, 30-31. 従って、前掲の *Leathertex v. Bodeltex* 事件判決と同様に近接の原則の立場に立つものと見るべきであろう。Tang, *supra* note 42, p.287.
- (62) *Shevill* (n. 59), para. 32.

- (63) Savin, *supra* note 8, p. 80.
- (64) In joined Cases C-509/09 and C-161/10, *eDate Advertising GmbH v. X and Olivier Martinez, Robert Martinez v. MGN Limited*, [2011] ECR I-10269. 本判決を紹介・検討したものととして、例えば、安達・前掲注(3)二八二頁、同「インターネット上の名誉・信用毀損事件における国際裁判管轄」ドイツ判例の紹介と検討」加藤哲夫他編『現代民事手続の法理』（上野泰男先生古希祝賀論文集）（弘文堂、二〇一七）一八頁以下、横溝・前掲注(3)、一七一頁、中村・前掲注(3)、一八四卷二号四八頁以下がある。
- (65) *eDate* (n. 64), paras. 41-43.
- (66) *eDate* (n. 64), paras. 45-47; Opinion of Advocate General Cruz Villalón, [2011] ECR I-10269, para. 56.
- (67) *eDate* (n. 64), paras. 48-50.
- (68) *eDate* (n. 64), para. 52.
- (69) Savin, *supra* note 8, p. 81-82.
- (70) Case C-194/16, *Bolagsupplysningen OÜ, Ingrid Iljjan v. Svensk Handel AB*, ECLI:EU:C:2017:766. 本判決について、中村、前掲注(3)「一八四卷二号五六頁以下に紹介と分析がなされている」。
- (71) *Bolagsupplysningen* (n. 70), paras. 33-35.
- (72) *Bolagsupplysningen* (n. 70), paras. 37-38, 41.
- (73) *Bolagsupplysningen* (n. 70), para. 44.
- (74) *Bolagsupplysningen* (n. 70), para. 48.
- (75) Pedro de Miguel Asensio, *Conflict of Laws and the Internet* (Edward Elgar, 2020), para. 2.79; Savin, *supra* note 8, p. 82.
- (76) Case C-170/12, *Peter Pinchney v. KDG Mediatech AG*, ECLI:EU:C:2013:635. 本判決を紹介した文献に、横溝・前掲注(3)「一七二頁、野村秀敏「インターネットによる著作権侵害と国際裁判管轄」『国際商事法務』四二巻四号（二〇一四）六二六頁がある」。

- (77) *Pinckney* (n. 76), paras. 31-37.
- (78) *Pinckney* (n. 76), paras. 40-45. 裁判所のこのような判断から、Asensio, *supra* note 75, para. 4.74 は、インターネットを介した著作権侵害において、著作権の属地性は、原告の著作権が保護される構成国においてのみ損害発生地は確定され得るとする結論へ導くためのカギとなる要素であると見る。
- (79) *Pinckney* (n. 76), para. 47.
- (80) Savin, *supra* note 8, p. 83. 本件においては、I a 規則七条(一)の適用に際し、「向けている」(directing) ことは要求されな
いとされたが、消費者契約事件の管轄を規定する一七条(一)(c)の適用においてこの基準が議論されたものとして、併合事案の
joined case C-585/08, *Peter Pammer v. Reederei Karl Schlüter GmbH & Co. KG*, and C-144/09, *Hotel Alpenhof GesmbH v.*
Oliver Heller, [2010] ECR I-12527 を参照。
- (81) Case C-387/12, *Hi Hotel HCF SARL v. Uive Spoering*, ECLI:EU:C:2014:215.
- (82) *Hi Hotel* (n. 81), paras. 27-29.
- (83) *Hi Hotel* (n. 81), paras. 31-32.
- (84) *Hi Hotel* (n. 81), paras. 34-35, 38-39.
- (85) *Hi Hotel* (n. 81), para. 40.
- (86) Savin, *supra* note 8, p. 84.
- (87) Case C-441/13, *Pez Hejduk v. EnergieAgentur.NRW GmbH*, ECLI:EU:C:2015:28. 本判決を紹介した文献として、横溝・
前掲注(63)の171頁が参照。
- (88) *Pez Hejduk* (n. 87), para. 18.
- (89) *Pez Hejduk* (n. 88), paras. 24-26.
- (90) *Pez Hejduk* (n. 89), paras. 31-38.
- (91) Opinion of Advocate General Cruz Villalón, ECLI:EU:C:2014:2212, para. 41.

- (92) Opinion (n. 91), paras. 39-40.
- (93) Opinion (n. 91), para. 41. なお、欧州委員会とポルトガル政府からも同様の見解が示されている。
- (94) Case C-523/10, *Wintersteiger AG v. Products 4U Sondermaschinenbau GmbH*, ECLI:EU:C:2012:220. 本判決を紹介した文献として、横溝・前掲注(3)「一七一頁、今野裕之「インターネット上の商標権侵害と裁判管轄」『国際商事法務』四九巻一二号（二〇一一）一九二〇頁がある。
- (95) *Wintersteiger* (n. 94), paras. 19, 23-25. また、Opinion of Advocate General Cruz Villalón, ECLI:EU:C:2012:90, paras. 19以下も、*Shevill* 事件や *eDate* 事件で示された被害者の利益の中心の基準は知的財産侵害に適用できないと述べる。
- (96) *Wintersteiger* (n. 94), paras. 28-29.
- (97) *Wintersteiger* (n. 94), paras. 34-38. Savin, *supra* note 8, p. 86 は、サーバの所在地がその不確実性や予見可能性の欠如により、決定的な要因として採用できないため、その特定が可能・確実である広告主の事業所所在地を基準として採用したとみる。
- (98) *Wintersteiger* (n. 94), para. 39.
- (99) Case C-173/11, *Football Dataco Ltd, Scottish Premier League Ltd, Scottish Football League, PA Sport UK Ltd v. Sportradar GmbH, Sportradar AG*, ECLI:EU:C:2012:642.
- (100) *Football Dataco* (n. 99), paras. 29-30.
- (101) *Football Dataco* (n. 99), paras. 35-38.
- (102) *Football Dataco* (n. 99), paras. 39-43.
- (103) *Football Dataco* (n. 99), paras. 44-45. なお、著作権と同様にデータベース権は属地的な権利であるため、本件においては、イギリス法に基づく損害の賠償請求についてののみイギリスの裁判所に提訴できるか否かが問題となっている。See, Mike Butler, 'Jurisdiction and Enforcement' in: Mike Butler (general ed.), *E-Commerce and Convergence: A Guide to the Law of digital Media*, 4th ed (Bloomsburg Professional ; Luton, 2011), para. 10.4.

(104) 消費者契約について、管轄をEU構成国内の裁判所に合意する場合とそれ以外の国の裁判所に合意する場合では、大きな差異が生じる可能性がある。前者の合意の場合には、I a 規則の消費者契約事件の管轄について制限を定める第一八条・一九条の適用を受けるためである。See Savin, *supra* note 8, p. 88.

(105) Case C-116/02, *Erich Gasser GmbH v. MISAT Srl*, [2003] ECR I-14693.

(106) 条約二二条には、同一当事者間の同一訴訟が異なる締約国の裁判所に係属する場合、後訴の係属裁判所は、職権に基づいて先訴の係属裁判所の管轄が確定されるまで手続を中止しなければならない(二項)。先訴の係属裁判所の管轄が確定されたときは、後訴の係属裁判所は訴えを却下しなければならない(二項)旨が規定されていた。

(107) *Gasser* (n. 105), paras. 51-54.

(108) Peter A. Nielsen, 'The Recast of the Brussels I Regulation' in: Michael J. Bonell, Marie-Louise Holle, Peter A. Nielsen eds., *Lieber Amicorum Ole Lando* (DJOF Publishing, Copenhagen, 2012), pp. 266-267.

(109) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters of 14 Dec. 2010, COM (2010) 748 final/2 is available at: <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:0748:FIN:EN:PDF>>

(110) Case C-322/14, *Jaouad El Majdoub v. CarsOnTheWeb.Deutschland GmbH*, ECLI:EU:C:2015:334.

(111) *El Majdoub* (n. 110), para. 40.

(112) *El Majdoub* (n. 110), paras. 30-33, 36.

(113) Asensio, *supra* note 75, para. 6.78.

(114) オンラインに関する紛争の国際裁判管轄が争われた日本の裁判例を紹介するものとして、例えば、中村知里「インターネット上での人格権侵害の国際裁判管轄―日本法における解釈の検討を中心に―」『国際私法年報』二二号(二〇一九)一三四頁がある。

